証券コード　9709
平成30年６月６日

株　主　各　位

大阪市中央区城見一丁目３番７号
NCS&A株式会社
代表取締役社長　　辻　　隆　博

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成30年６月21日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月22日（金曜日）午前10時

２．場　　所　大阪市中央区城見一丁目３番７号　松下IMPビル16階
当社本社会議室（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
1.　第52期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.　第52期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

４．議決権の行使についてのご案内
(1)書面による議決権行使の場合
　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月21日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。
(2)インターネットによる議決権行使の場合
　次頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、平成30年６月21日（木曜日）午後５時30分までにご行使ください。

以　上

〜〜〜

４．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1)本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120-652-031　（受付時間　9:00～21:00）

(2)その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

①証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

②証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120-782-031　（受付時間　9:00～17:00　土日休日を除く）

以　上

添付書類

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されるなか、企業収益は改善し、雇用・所得環境にも改善が見られるなど、緩やかな回復が続きました。

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、国内景況感の改善にともない、企業のＩＴ投資は引き続き堅調に推移いたしました。ＡＩ、ＩｏＴ、ビッグデータ、ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）等の技術を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通じて価値を創造し、競争上の優位性を確立する「デジタルトランスフォーメーション」に関するＩＴ投資が徐々に存在感を増してきており、今後も拡大が続いていくものと予想されております。

このような環境のもと、当社グループは、安定した収益基盤の確立に向け、積極的な受注活動を推進し、事業拡大に注力するとともに、システム開発作業の効率化や外注費の抑制など収益構造の改善に取り組みました。

具体的には、システム共通基盤「intra-mart（イントラマート）」を利用した民間企業向けシステム開発が大きく伸長するとともに、国内のホテル開業ラッシュにともないホテルシステム事業が堅調に推移いたしました。システムの可視化ソリューション「REVERSE PLANET（リバースプラネット）」や金融業向け個人信用情報接続ソリューション「Ccms（シーシーエムエス）」等の自社製品につきましては、機能強化を進めるとともに販売拡大に努め、「Ccms」につきましては大手カード会社への導入が完了いたしました。その他、中小・中堅製造業向け生産管理システムや流通業向け販売管理システムの導入、その他基幹業務システムの開発案件やマイグレーション案件の受託など、受注状況は好調に推移いたしました。

大手ＳＩｅｒからの受託開発事業につきましては、受注額全体としては減少傾向にありますが、従来の派遣型業務から専門テクノロジーに特化した請負開発を行うビジネスパートナー型業務への転換を進め、採算性の向上に努めました。

新たな分野として取り組んでいるＡＩにつきましては、「IBM Watson Explorer」を利用した業務イノベーション支援サービスに取り組み、既存顧客へのサービスの提供や、自社製品への組み込みによる新たなサービスの検討を進めました。

また、かねてより『健康経営の推進』として取り組んでいる「時間外労働の縮減」「有給休暇の取得促進」につきましては大きな成果が出ており、当連結会計年度におきましては、政府が推進する『働き方改革』の実現に向け、勤務形態の多様化やさらなる生産性向上に向けた業務効率化への取り組みを推進しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は187億92百万円（前期は売上高185億99百万円）となりました。

利益面につきましては、当社が受注したシステム構築プロジェクトの納期遅延に起因する損失発生が大きく影響し、営業利益は81百万円（前期は営業利益１億16百万円）、経常利益は１億85百万円（前期は経常利益２億85百万円）となりました。

また、当社が保有する無形固定資産（ソフトウエア）の一部について、評価をより厳格に行い減損処理を行ったことによる特別損失１億95百万円の計上、及び当連結会計年度の業績等を踏まえて繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、繰延税金資産を取り崩したことによる法人税等調整額10億56百万円の計上などの影響により、親会社株主に帰属する当期純損失は11億12百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益２億73百万円）となりました。

（２）対処すべき課題

当社グループは、将来ビジョンを見据えたプランニングと高収益モデルの実現に向けた収益構造改革の柱であるプライムビジネス及びストックビジネスの重点事業に注力し、より利益の出る体質作りを目指してまいりました。しかしながら、このたび大型の不採算プロジェクトを発生させたことにより、当初の業績予想を下回る結果となりました。この反省を踏まえ、今後につきましては、プロジェクト統制のさらなる強化を図るとともに、持続的な成長に向け、次の施策を実施してまいります。

- 当社の主力ソリューションの高収益化を更に進め、プライムビジネスを強化することで、売上の増大を図ります。
- 従来の派遣型の受託ビジネスから脱却し、専門テクノロジーに特化した請負開発を行う、顧客にとっての「Only One Partner」を目指します。
- ＰＭＯ（プロジェクトマネジメントオフィス）の権限と体制を刷新し、品質向上とプロジェクト損失の抑制を図ります。
- 収益性の改善に向けて、外注依存度の高いプロジェクトの内製化を進めます。
- 全ての社員が活き活きと働ける会社となるために、人事制度改革と働き方改革を進め、社員が働きやすくなるような環境改善に取り組みます。
- ＮＣＳ＆Ａグループ各社の事業シナジーの追求、コスト構造改革を進め、グループ経営の総合力を高めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

（３）設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は４億77百万円であります。その内訳は、有形固定資産の取得が１億58百万円、無形固定資産の取得が３億19百万円であります。なお、所要資金は、主に自己資金を充当しております。

（４）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第49期 (平成27年３月期)	第50期 (平成28年３月期)	第51期 (平成29年３月期)	第52期 (平成30年３月期)
売　上　高（百万円）	16,735	18,712	18,599	18,792
経 常 利 益（百万円）	△104	137	285	185
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	482	132	273	△1,112
１株当たり当期純利益（円）	26.74	6.20	13.96	△60.34
総資産合計（百万円）	17,590	17,228	16,305	14,908
純資産合計（百万円）	10,755	10,351	9,884	8,568

（注）１．△印は、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び１株当たり当期純損失を示しております。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除して算出）により算出しております。
３．経営統合にともない、第49期につきましては、旧日本コンピューター・システム株式会社の４ヶ月分（平成26年４月１日～平成26年７月31日）の数値に、ＮＣＳ＆Ａ株式会社の８ヶ月分（平成26年８月１日～平成27年３月31日）の数値を加算しております。

（５）重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
エ　　ブ　　リ　　㈱	80 百万円	100%	コンピュータ機器保守 施設工事・消耗品販売 システム運用支援
ＮＣＳサポート＆サービス㈱	10 百万円	100%	システム開発サービス 事務支援サービス 運用支援サービス
㈱　フ　ァ　イ　ン　バ　ス	10 百万円	100%	コンピュータソフトウエアの企画・販売
㈱フューチャー・コミュニケーションズ	36 百万円	100%	コールセンター 人材サービス アウトソーシング
恩愛軟件（上海）有限公司	430 百万円	100%	コンピュータソフトウエアの開発

（注）㈱ファインバスは、平成30年３月１日付で減資を行っております。

（6）主要な事業内容

当社グループは、情報システムの構築を中心に、システムの設計・開発から運用支援・保守までの一貫した総合情報サービスの業務を行っております。

① システム開発

当社グループは、顧客からシステムの設計及びソフトウエアの開発を受託し、開発を行うとともにコンピュータのソフトウエアパッケージのカストマイズを行い、ソリューションを中心とした販売を行っております。

② サービス

コンピュータ機器の保守を行うハードウエア保守サービス及び企業のコンピュータシステムに対する全般的な支援サービスを行うシステムサポートサービスを中心にサービス業務を行っております。

③ システム機器等販売

コンピュータ機器及び周辺機器、自社開発パッケージソフトウエア、他社開発パッケージソフトウエアの販売を行っております。

（7）主要な拠点等

会社名	主要拠点
NCS&A㈱	(本社) 大阪市中央区 (東京本社) 東京都江東区 (名古屋支社) 名古屋市中村区 (丸の内オフィス) 東京都千代田区
エブリ㈱	(本社) 大阪市城東区
NCSサポート&サービス㈱	(本社) 大阪市中央区
㈱ファインバス	(本社) 大阪市中央区
㈱フューチャー・コミュニケーションズ	(本社) 大阪市中央区
恩愛軟件(上海)有限公司	(本社) 中国上海市

（8）使用人の状況

職種別の名称	使用人数
営業職	101名
技術職	1,074名
総括職・事務職	193名
合計	1,368名

(注) 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

（９）主要な借入先

借　入　先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	27百万円
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	19百万円
株式会社りそな銀行	19百万円
株式会社池田泉州銀行	19百万円

（10）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社シーエーシー（本店所在地：東京都新宿区、代表取締役社長：高橋正知）から受注し、開発・製作した基幹ソフトウェアシステムに関して、同社より損害賠償金12億93百万円及び遅延損害金の支払を求めた訴訟の提起を受け、係争中でありましたが、平成29年５月９日付で裁判所より和解勧告があり、解決金の具体的金額（金17百万円）及び今後の訴訟費用等を総合的に勘案いたしました結果、本件訴訟の早期解決が最善であると判断し、この和解勧告に応じて、平成29年８月２日付で和解が成立しております。

２．会社の株式に関する事項

（１）発行可能株式総数　：　60,000,000株
（２）発行済株式の総数　：　20,000,000株
（３）株　主　数　：　2,314名
（４）大株主の状況　（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
株式会社ＺＥＮ	1,851　千株	10.05　％
日本電気株式会社	1,605　千株	8.72　％
明治安田生命保険相互会社	1,061　千株	5.76　％
丸山幸男	1,007　千株	5.47　％
ＮＣＳ＆Ａ従業員持株会	678　千株	3.68　％
株式会社日本信用情報機構	530　千株	2.88　％
小路口謙治	425　千株	2.31　％
株式会社クリナム	398　千株	2.16　％
アイ・システム株式会社	398　千株	2.16　％
梶川融	397　千株	2.16　％

（注）　当社は自己株式1,596,331株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。（持株比率は自己株式を控除して計算しております。）

３．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松　木　謙　吾	
取　締　役	山　口　満　之	執行役員専務　管理本部長
取　締　役	小路口　謙　治	執行役員常務
取　締　役	高　原　宏　和	執行役員常務
取　締　役	石　原　清　和	執行役員常務パブリック事業本部管掌
取　締　役	辻　　隆　博	執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌
取　締　役	重　松　孝　司	公認会計士　（重松公認会計士事務所　代表） ワタベウェディング株式会社　社外監査役
取　締　役	大　森　京　太	株式会社三菱総合研究所　取締役会長 三菱総研ＤＣＳ株式会社　取締役
常勤監査役	山　下　政　司	
監　査　役	大　西　寛　文	公認会計士 株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション　社外取締役
監　査　役	吉　川　興　治	馬場・高橋法律事務所 弁護士 日本金銭機械株式会社 社外取締役

（注）１．重松孝司及び大森京太は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．大西寛文及び吉川興治は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．当社は、取締役重松孝司、取締役大森京太、監査役大西寛文及び監査役吉川興治を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
４．当期中及び当期末後における取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
・平成29年６月22日開催の第51期定時株主総会において、石原清和及び辻隆博が新たに取締役に選任され、また吉川興治が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
・平成29年６月22日開催の第51期定時株主総会終結の時をもって、日詰栄治は辞任により、監査役を退任いたしました。
・平成30年４月１日付で、松木謙吾は代表取締役会長に、辻隆博は代表取締役社長にそれぞれ就任いたしました。
５．大西寛文は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

（３）取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
取　締　役	８名	146,400千円	うち社外取締役２名 9,600千円
監　査　役	４名	21,600千円	うち社外監査役３名 7,200千円
計	１２名	168,000千円	

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第40期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人部分給与は含まない）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第40期定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。
３．上記人数及び報酬等の額には、当期中に辞任した社外監査役１名を含んでおります。
４．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まれておりません。

（４）社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

・社外取締役重松孝司は、重松公認会計士事務所の代表及びワタベウェディング株式会社の社外監査役を兼職しており、当社と同事務所及び同社との間に重要な取引関係はありません。
・社外取締役大森京太は、株式会社三菱総合研究所の取締役会長及び三菱総研ＤＣＳ株式会社の取締役を兼職しております。当社と三菱総研ＤＣＳ株式会社の間に重要な取引関係はありません。また当社と株式会社三菱総合研究所との間に取引がありますが、取引金額は当社連結売上高の２％未満であります。
・社外監査役大西寛文は、株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション社外取締役を兼職しており、当社と同社との間に重要な取引関係はありません。
・社外監査役吉川興治は、馬場・高橋法律事務所の弁護士及び日本金銭機械株式会社の社外取締役を兼職しております。当社と馬場・高橋法律事務所の間に重要な取引関係はありません。また当社と日本金銭機械株式会社との間に取引がありますが、取引金額は当社連結売上高の１％未満であります。

②主な活動状況

・社外取締役重松孝司は、当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、公認会計士としての経験や見識を活かして、議案・審議について必要な意見を述べております。
・社外取締役大森京太は、当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、銀行及びシンクタンクにおける経営経験を活かして、議案・審議について必要な意見を述べております。
・社外監査役大西寛文は、当期に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会11回すべてに出席し、公認会計士としての企業会計における見識を活かして、適宜質問、助言、意見を述べております。
・社外監査役吉川興治は、平成29年６月22日の就任以降に開催された取締役会９回のうち８回、監査役会９回すべてに出席し、弁護士としての企業法務における見識を活かして、適宜質問、助言、意見を述べております。

４．会計監査人の状況

（１）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額

31,500千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額

31,500千円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価・分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積の算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

２．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分することができないため、上記の金額には合計金額を記載しています。

（３）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

５．会社の体制及び方針

（１）業務の適正を確保するための体制

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①役員及び全社員が共有する行動の指針として「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を制定し、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業理念の向上に努める。

②「コンプライアンス実施統括責任者」として担当取締役を任命し、コンプライアンスに関する諸問題を統括する。また各部門に「コンプライアンス実施責任者」を置き、各々の部門におけるコンプライアンスの方針展開、指導及び危機管理の責任を負う。

③コンプライアンスリスクに関する審議機関として「コンプライアンス会議」を設置する。

④当社グループの全社員が利用できる内部通報窓口を設置する。

⑤反社会的勢力に対しては、いかなる関係も拒絶し、警察や弁護士等と連携し断固とした姿勢で臨む。

２．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①全社的な重要事項についての検討、決定にあたっては、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行う。

②執行役員制度の導入により、業務執行の責任明確化と迅速化を図るとともに、取締役会は執行役員の任命及び業務執行状況の監督を行う。

③日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門の責任者が適正かつ効率的に執行する。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等重要な会議の議事録及び関連資料並びに稟議書は、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人がいつでも閲覧できる体制を整える。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社の業務推進に伴う損失の危険（以下、リスクという）の管理については、リスクマネジメント部門その他の担当部門及び会議（コンプライアンス会議）並びに各委員会（情報セキュリティ委員会、品質マネジメントシステム推進委員会、内部統制委員会）にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。

②新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。リスクが現実化し、重大な損害が予測される場合には、関係諸規程や行動基準により迅速に対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整える。

5．企業集団における業務の適正を確保するための体制

①グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い事業内容の定期的な報告を受け、重要案件についての事前協議を行う。

②グループ会社の規程、重要な会議の議事録及び稟議書は、必要に応じて当社取締役、監査役がいつでも閲覧できるものとする。

③コンプライアンス基本方針及び行動規範は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図る。

④グループ会社へ当社より取締役及び監査役を派遣することにより、効率的業務の遂行及び業務の適正適法を監視できる体制を構築する。

⑤グループ会社間の取引は、法令･会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切性を確保する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する指示の実効性の確保及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき組織として監査室が担当する。監査役の補助業務については、取締役の指揮命令を受けないものとし、独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。

②監査室の人事権に係わる事項の決定については、事前に常勤監査役の同意を得る。

7．当社監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役は常勤監査役に、経営会議等重要な会議への出席を要請する。

②監査役はいつでも、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができ、その場合には、取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は速やかに報告する。

③取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事象を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

④当社及びグループ会社の内部通報制度規程の適切な運用により、法令違反、コンプライアンス上の問題について報告された事項は、速やかに監査役へ報告する体制を確保する。

⑤代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を行う。

⑥監査役と監査室は、意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。

⑦監査役は、会計監査人と監査に関する意見及び情報交換を行うため定期的に会合を行う。

⑧監査役に報告をした者に対して、報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしない。また、当社及びグループ会社の内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いをしないことを規定し適切に運用する。

⑨監査役の職務の執行について生ずる必要な費用の請求は、所定の手続きに従い、これに応じる。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

１．コンプライアンスに対する取組みの状況

ＮＣＳ＆Ａグループ全体でのコンプライアンス体制を整えるため、「ＮＣＳ＆Ａグループコンプライアンス管理規程」「内部通報規程」を制定し運用しております。コンプライアンスの統括的な実施責任を負う「実施統括責任者」として、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスに関するすべての情報を掌握する体制としております。

「ＮＣＳ＆Ａグループコンプライアンス基本方針」及び「行動規範」は、グループ会社共通として適用し、周知浸透を図っております。

コンプライアンスに関する教育は、グループの全社員対象とするプログラムと職制に応じたプログラムを設けるとともに、コンプライアンス関連通達を随時配布する等によりコンプライアンスの啓発を推進しております。

２．職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役２名を含む８名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しております。当事業年度には12回開催し、取締役会の審議資料は事前配布して出席者が十分な準備を行えるよう配慮しております。また、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換を行っております。

３．監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。

監査役は、社外取締役とのミーティングの場を設け、当社の課題等について情報共有し、客観的な立場で意見交換を行っております。

常勤監査役は、「取締役会」「経営会議」のほか、「コンプライアンス会議」「情報セキュリティ委員会」「内部統制委員会」等の協議の場に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

常勤監査役は、内部監査部門である監査室と月例定例会を開催し意見交換を行っております。

４．損失の危険の管理に対する取組みの状況

災害リスク、情報漏えいリスクを中心に、管理規程や職務分掌を整備しております。リスクマネジメント部門その他の担当部門及び「コンプライアンス会議」「情報セキュリティ委員会」「品質マネジメントシステム推進委員会」「内部統制委員会」において、計画、状況確認、再整備などの審議を行い、必要に応じて経営会議に報告されています。

５．当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については当社取締役会または当社代表取締役社長へ報告する体制としております。また、四半期ごとのグループ会社経営陣を構成員とするグループ戦略会議において、ガバナンス状況の確認を行っております。

（３）株式会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項として認識しており、継続的に検討をしておりますが、現時点での買収防衛策は導入いたしておりません。

（４）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力の向上、財務体質の強化を図ることで安定的な配当を継続することが重要と考えております。剰余金の配当につきましては、連結配当性向35％以上を目標に収益状況に対応した配当を行うことを基本として、キャッシュ・フローの状況、内部留保などを勘案して決定いたします。

自己株式の取得につきましても、株主の皆様に対する有効な利益還元のひとつと考えており、株価の動向や財務状況等を考慮しながら適切に対応してまいります。

上記の方針に基づき、当期の年間配当金は１株につき８円とさせていただきます。

〜〜〜

連結貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,478,938	流動負債	2,972,668
現金及び預金	6,779,858	支払手形及び買掛金	633,777
受取手形及び売掛金	4,758,700	1年内返済予定の長期借入金	69,412
有価証券	217,670	リース債務	69,304
商品及び製品	138,071	未払金	1,243,161
仕掛品	274,971	未払法人税等	100,593
繰延税金資産	49,430	賞与引当金	342,395
その他	260,463	役員賞与引当金	3,300
貸倒引当金	△227	受注損失引当金	16,335
固定資産	2,429,107	その他	494,389
（有形固定資産）	(354,726)	固定負債	3,367,006
リース資産	172,683	長期借入金	16,756
その他	182,042	リース債務	128,335
（無形固定資産）	(473,734)	退職給付に係る負債	3,119,065
ソフトウエア	463,442	長期未払金	21,970
その他	10,292	繰延税金負債	80,878
（投資その他の資産）	(1,600,646)	負債合計	6,339,674
投資有価証券	964,533	純資産の部	
繰延税金資産	68,819	科目	金額
差入保証金	258,544	株主資本	8,575,527
その他	379,039	（資本金）	(3,775,100)
貸倒引当金	△70,291	（資本剰余金）	(5,799,651)
		（利益剰余金）	(△554,267)
		（自己株式）	(△444,957)
		その他の包括利益累計額	△7,156
		（その他有価証券評価差額金）	(183,430)
		（為替換算調整勘定）	(13,838)
		（退職給付に係る調整累計額）	(△204,424)
		純資産合計	8,568,371
資産合計	14,908,045	負債及び純資産合計	14,908,045

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		18,792,566
売上原価		14,539,436
売上総利益		4,253,129
販売費及び一般管理費		4,171,725
営業利益		81,403
営業外収益		
受取利息及び配当金	21,019	
保険配当金	72,360	
その他営業外収益	14,210	107,590
営業外費用		
支払利息	2,131	
その他営業外費用	892	3,023
経常利益		185,970
特別利益		
関係会社清算益	34,418	34,418
特別損失		
減損損失	195,529	
訴訟関連損失	32,200	227,729
税金等調整前当期純損失		7,340
法人税、住民税及び事業税	48,592	
法人税等調整額	1,056,563	1,105,155
当期純損失		1,112,496
親会社株主に帰属する当期純損失		1,112,496

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成29年４月１日残高	3,775,100	5,799,356	707,439	△352,436	9,929,460
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△149,210		△149,210
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,112,496		△1,112,496
自己株式の取得				△100,150	△100,150
自己株式の処分		294		7,629	7,924
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	294	△1,261,707	△92,520	△1,353,933
平成30年３月31日残高	3,775,100	5,799,651	△554,267	△444,957	8,575,527

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
平成29年４月１日残高	93,095	44,919	△182,653	△44,638	9,884,821
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△149,210
親会社株主に帰属する当期純損失(△)					△1,112,496
自己株式の取得					△100,150
自己株式の処分					7,924
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	90,334	△31,081	△21,770	37,482	37,482
連結会計年度中の変動額合計	90,334	△31,081	△21,770	37,482	△1,316,450
平成30年３月31日残高	183,430	13,838	△204,424	△7,156	8,568,371

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	11,230,178	流動負債	2,560,290
現金及び預金	5,943,225	支払手形	74,256
受取手形	113,182	買掛金	472,287
売掛金	4,323,038	リース債務	66,271
有価証券	217,670	未払金	1,276,888
商品及び製品	99,923	未払法人税等	72,414
仕掛品	274,892	預り金	84,355
前払費用	159,517	賞与引当金	287,255
繰延税金資産	23,776	受注損失引当金	16,335
未収入金	49,266	その他	210,225
その他	25,704	固定負債	2,939,337
貸倒引当金	△20	リース債務	125,049
固定資産	2,666,165	退職給付引当金	2,690,824
（有形固定資産）	(279,072)	長期未払金	21,970
建物	90,437	長期預り金	20,615
工具、器具及び備品	21,802	繰延税金負債	80,878
リース資産	166,832	負債合計	5,499,628
（無形固定資産）	(467,121)	純資産の部	
ソフトウエア	456,829	科目	金額
その他	10,292	株主資本	8,213,284
（投資その他の資産）	(1,919,970)	（資本金）	(3,775,100)
投資有価証券	961,533	（資本剰余金）	(5,799,651)
関係会社株式	384,677	資本準備金	2,232,620
関係会社出資金	99,792	その他資本剰余金	3,567,031
関係会社長期貸付金	70,000	資本準備金減少差益	3,567,031
長期前払費用	6,439	（利益剰余金）	(△916,509)
差入保証金	206,544	その他利益剰余金	△916,509
保険積立金	235,423	繰越利益剰余金	△916,509
その他	61,849	（自己株式）	(△444,957)
貸倒引当金	△106,290	評価・換算差額等	183,430
		（その他有価証券評価差額金）	(183,430)
		純資産合計	8,396,715
資産合計	13,896,343	負債及び純資産合計	13,896,343

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		16,490,108
売上原価		12,637,299
売上総利益		3,852,809
販売費及び一般管理費		3,844,407
営業利益		8,402
営業外収益		
受取利息及び配当金	43,219	
保険配当金	61,996	
その他営業外収益	12,328	117,544
営業外費用		
支払利息	1,285	
その他営業外費用	193	1,479
経常利益		124,467
特別損失		
減損損失	195,529	
訴訟関連損失	32,200	227,729
税引前当期純損失		103,262
法人税、住民税及び事業税	12,435	
法人税等調整額	1,057,059	1,069,495
当期純損失		1,172,757

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成29年４月１日残高	3,775,100	2,232,620	3,566,736	5,799,356
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失（△）				
自己株式の取得				
自己株式の処分			294	294
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	－	－	294	294
平成30年３月31日残高	3,775,100	2,232,620	3,567,031	5,799,651

（単位：千円）

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
平成29年４月１日残高	405,458	405,458	△352,436	9,627,479
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△149,210	△149,210		△149,210
当期純損失（△）	△1,172,757	△1,172,757		△1,172,757
自己株式の取得			△100,150	△100,150
自己株式の処分			7,629	7,924
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	△1,321,968	△1,321,968	△92,520	△1,414,194
平成30年３月31日残高	△916,509	△916,509	△444,957	8,213,284

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年４月１日残高	93,095	93,095	9,720,574
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△149,210
当期純損失（△）			△1,172,757
自己株式の取得			△100,150
自己株式の処分			7,924
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	90,334	90,334	90,334
事業年度中の変動額合計	90,334	90,334	△1,323,859
平成30年３月31日残高	183,430	183,430	8,396,715

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

ＮＣＳ＆Ａ株式会社
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉 村 祥二郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 樋 野 智 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ＮＣＳ＆Ａ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＮＣＳ＆Ａ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類の一部であります。なお法令及び当社定款第15条に基づき記載していない「連結計算書類の連結注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ncsa.jp/ir/shareholder.html）に掲載しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

ＮＣＳ＆Ａ株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　村　祥二郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　樋　野　智　也　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ＮＣＳ＆Ａ株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。なお法令及び当社定款第15条に基づき記載していない「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ncsa.jp/ir/shareholder.html）に掲載しております。

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月15日

ＮＣＳ＆Ａ株式会社　監査役会

常勤監査役　山　下　政　司　㊞
社外監査役　大　西　寛　文　㊞
社外監査役　吉　川　興　治　㊞

（注）本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。なお法令及び当社定款第15条に基づき記載していない「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ncsa.jp/ir/shareholder.html）に掲載しております。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の経営体制に合わせて取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、取締役会の招集権者及び議長をあらかじめ取締役会が定めた取締役が務めるよう、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１条～第24条　＜条文省略＞	第１条～第24条　＜現行どおり＞
（取締役会の招集権者及び議長） 第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し、その議長となる。 ２　前項にて選定された者に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第26条～第43条　＜条文省略＞	第26条～第43条　＜現行どおり＞

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	再任 松木謙吾（まつき けんご） （昭和26年12月10日生）	平成６年１月　当社入社 平成８年４月　当社事業企画推進本部長 平成９年６月　当社取締役事業企画推進本部長 平成12年６月　当社常務取締役 平成16年５月　当社代表取締役専務 平成17年４月　当社代表取締役社長 平成30年４月　当社代表取締役会長 （現在に至る）	158,679株
	取締役候補者とした理由 松木謙吾氏は、長年代表取締役社長として当社グループの経営を指揮してまいりました。各取締役と建設的な議論や意見を交わし取締役会の機能強化に努めてきた豊富な経験と実績を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	再任 辻隆博（つじ たかひろ） （昭和35年６月６日生）	昭和58年４月　当社入社 平成21年４月　当社ソリューション事業本部営業事業部長 平成22年４月　当社執行役員第三事業本部ソリューション営業事業部長 平成23年４月　当社執行役員第三事業本部第一ソリューション事業部長 平成24年４月　当社執行役員第二事業本部第一ソリューション事業部長 平成26年４月　当社執行役員第二事業本部長 平成26年６月　当社取締役執行役員第二事業本部長 平成27年４月　当社取締役執行役員常務エンタープライズ事業本部長 平成27年６月　当社執行役員常務エンタープライズ事業本部長 平成29年４月　当社執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌 平成29年６月　当社取締役執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌 平成30年４月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	12,711株
	取締役候補者とした理由 辻隆博氏は、民需系システムの事業部門で事業本部長、管掌を歴任し、お客様目線を基本としながらリーダーシップを発揮して業容拡大に貢献してまいりました。豊富な経験と実績を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	再任 山口 満之（やまぐち みつゆき） （昭和30年４月10日生）	昭和54年４月　当社入社 平成18年４月　当社ソリューション事業本部営業事業部長 平成21年４月　当社執行役員名古屋支社長 平成23年４月　当社執行役員第三事業本部長 平成23年６月　当社取締役執行役員第三事業本部長 平成24年４月　当社取締役執行役員第二事業本部長 平成26年４月　当社取締役執行役員常務統合推進担当 平成26年８月　当社取締役執行役員常務第三事業本部管掌 平成27年４月　当社取締役執行役員常務テクノロジー・サービス事業本部管掌 平成28年４月　当社取締役執行役員常務管理本部長 平成29年４月　当社取締役執行役員専務管理本部長（現在に至る）	57,062株
	取締役候補者とした理由 山口満之氏は、システム事業及び管理部門を担当し、当社グループシナジーの創出に貢献するなど取締役としての職責を果たしてまいりました。豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	再任 小路口 謙治（こじぐち けんじ） （昭和34年１月16日生）	平成６年７月　㈱アクセス入社　取締役第２事業本部プロジェクト担当部長 平成18年８月　同社代表取締役専務 平成20年４月　同社代表取締役専務辞任 平成20年６月　同社取締役辞任 平成20年10月　同社執行役員 平成21年４月　同社業務統括本部長 平成22年６月　同社取締役 平成22年10月　同社取締役管理本部長 平成23年４月　同社取締役社長補佐 平成23年８月　同社代表取締役社長 平成26年８月　当社代表取締役執行役員常務第二事業本部管掌 平成27年４月　当社取締役執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌 平成28年４月　当社取締役執行役員常務 平成30年４月　当社取締役執行役員常務エンタープライズ事業本部管掌（現在に至る）	426,942株
	取締役候補者とした理由 小路口謙治氏は、平成26年まで㈱アクセスの代表取締役を務め、当社との合併後は取締役として経営全般の管理・監督機能を担ってまいりました。豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	再任 石原清和（いしはらきよかず） （昭和31年６月23日生）	昭和56年４月　当社入社 平成19年４月　当社ＳＩ事業本部第四ＳＩ開発事業部長 平成20年４月　当社執行役員ＳＩ事業本部第四ＳＩ開発事業部長 平成21年４月　当社執行役員ＳＩ事業本部第四ＳＩ事業部長 平成22年４月　当社執行役員第二事業本部長 平成22年６月　当社取締役執行役員第二事業本部長 平成24年４月　当社取締役執行役員第一事業本部長 平成27年４月　当社取締役執行役員常務パブリック事業本部長 平成27年６月　当社執行役員常務パブリック事業本部長 平成29年４月　当社執行役員常務パブリック事業本部管掌 平成29年６月　当社取締役執行役員常務パブリック事業本部管掌（現在に至る）	40,111株
	取締役候補者とした理由 石原清和氏は、金融・官庁系システムの事業部門において事業本部長、管掌を歴任してまいりました。豊富な経験と企業経営に関する幅広い見識を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	新任 河上正（かわかみただし） （昭和37年７月19日生）	平成６年８月　㈱アクセス入社 平成15年６月　同社取締役 平成16年12月　同社常務取締役 平成19年６月　同社取締役辞任 平成22年７月　同社執行役員 平成22年10月　同社業務統括本部製造統括兼オフショア推進ビジネスユニット長 平成23年４月　同社社長室長 平成25年５月　同社システム開発部統括 平成25年６月　同社取締役 平成26年８月　当社取締役執行役員第三事業本部長 平成27年４月　当社取締役執行役員常務ファイナンシャル事業本部長 平成27年６月　当社執行役員常務ファイナンシャル事業本部長 平成30年４月　当社執行役員常務ファイナンシャル・サービス事業本部管掌（現在に至る）	31,240株
	取締役候補者とした理由 河上正氏は、㈱アクセスの取締役を務め、また当社との合併後は金融系システムの事業部門において事業本部長、管掌を歴任してまいりました。豊富な経験を当社の持続的な企業価値向上に活かすため、新たに取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	再任 重松孝司（しげまつたかし） （昭和23年10月26日生）	昭和46年９月　昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）入社 昭和56年７月　公認会計士登録 平成７年６月　太田昭和監査法人（現　新日本有限責任監査法人）代表社員 平成19年７月　新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）常任理事 平成21年９月　重松公認会計士事務所開設　代表（現在に至る） 平成22年６月　㈱アクセス社外監査役 平成24年７月　大阪市公正職務審査委員会委員 平成25年６月　ワタベウェディング㈱社外監査役（現在に至る） 平成26年６月　当社社外取締役（現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 重松公認会計士事務所　代表 ワタベウェディング㈱社外監査役	5,760株
	社外取締役候補者とした理由 重松孝司氏は、長年にわたる公認会計士としての企業監査業務の経験や見識を活かし、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	再任 大森京太（おおもりきょうた） （昭和23年３月14日生）	昭和47年４月　㈱三菱銀行入行 平成15年５月　㈱東京三菱銀行常務取締役 平成19年10月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行専務執行役員 平成20年６月　㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役副社長 平成22年10月　同社取締役 平成22年12月　㈱三菱総合研究所代表取締役社長 平成23年７月　三菱総研ＤＣＳ㈱取締役会長 平成27年６月　当社社外取締役（現在に至る） 平成28年12月　㈱三菱総合研究所代表取締役会長 平成29年12月　㈱三菱総合研究所取締役会長（現在に至る） 平成29年12月　三菱総研ＤＣＳ㈱取締役（現在に至る） ［重要な兼職の状況］ ㈱三菱総合研究所取締役会長 三菱総研ＤＣＳ㈱取締役	0株
	社外取締役候補者とした理由 大森京太氏は長年の銀行及びシンクタンクにおける経営経験や見識を活かし、現在、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は本総会終結の時をもって３年となります。		

（注）１．重松孝司氏及び大森京太氏は、社外取締役候補者であります。
２．大森京太氏は、株式会社三菱総合研究所の取締役会長を兼務しており、ＩＴサービスに関する事業において競業関係にあります。また、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．大森京太氏は、平成30年６月下旬に当社と競業関係にある株式会社アイネスの社外取締役に就任する予定であります。
４．重松孝司氏は、平成23年４月から平成27年６月まで、当社の子会社である株式会社ファインバスの監査役でありました。
５．重松孝司氏及び大森京太氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
６．当社は、重松孝司氏及び大森京太氏との間で、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
里井　義昇（さとい　よしのり） （昭和37年12月10日生）	平成８年４月　弁護士登録（大阪弁護士会） 平成８年４月　髙木茂太市法律事務所入所 平成18年２月　象印マホービン㈱社外監査役 平成27年６月　当社社外監査役 平成27年６月　東洋紡㈱社外監査役 平成28年12月　やさか法律事務所入所 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ やさか法律事務所弁護士	5,000株

補欠の社外監査役候補者とした理由

里井義昇氏は弁護士として、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知見並びに経営に関する見識を有していることから、当社の監査に反映できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は平成27年６月から平成28年６月まで当社社外監査役を務め、当社の事業内容及び監査体制などについても十分な知見を有しているため、法令に定める監査役の員数を欠くことになった場合においても、適切に職務を遂行いただけるものと判断しております。同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）１．里井義昇氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
２．里井義昇氏と当社は、法律顧問契約を締結しております。
３．里井義昇氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

第４号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。当社の取締役の報酬等の額は、平成18年６月29日開催の第40期定時株主総会において、年額２億4,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますところ、かかる報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬を支給するものとし，報酬等の額の総額についての変更は行わないものといたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役は８名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は８名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年80,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

（大阪市中央区城見一丁目３番７号　松下IMPビル16階　当社本社会議室）



ＪＲ大阪環状線	「京橋」駅より徒歩７分
ＪＲ東西線	「大阪城北詰」駅より徒歩７分
京阪本線	「京橋」駅より徒歩７分
大阪メトロ長堀鶴見緑地線	「大阪ビジネスパーク」駅すぐ

※当日は駐車場のご用意ができませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。